

はじめに

本報告書は、中央新幹線（品川・名古屋間）（以下、「対象事業」という。）のうち山梨県内の区間について、山梨県環境影響評価条例（平成10年3月27日山梨県条例第1号。以下、「条例」という。）第38条第1項（条例第46条の定めにより準用。以下同じ。）に基づき作成した、対象事業実施中間報告書（以下、「中間報告書」という。）である。

中間報告書は、条例第38条第2項に基づき山梨県知事と協議を行い、事業完了（令和9年度予定）まで3年に1回の頻度で取りまとめることとなった。なお、中間報告書を作成しない年度は、当該年度に実施した調査の結果を取りまとめ、山梨県及び関係市町に送付する。

本報告書では、平成30年度から令和2年度までに実施した事後調査の結果、環境保全措置の実施状況を取りまとめる。

なお、対象事業のうち山梨県内の区間に係る環境影響評価手続きの経緯は、次の表のとおりである。